

監査公表第9号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査（工事監査）を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

令和7年6月9日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

阪 井 昌 行

## 随時監査（工事監査）の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査（工事監査）

### 2 監査の期間

令和6年11月25日から令和7年2月25日まで

### 3 監査の対象（所管課）

坪内小学校校舎耐震補強工事（土木部営繕課，教育部学校施設課）

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした工事が，計画・設計，積算，施工等の各段階において，技術的な側面から適正に行われているかという合規性に主眼を置いて，令和6年度工事監査実施計画に基づき監査した。

### 5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係職員等から説明を聴取するなどの方法により，呉市監査基準に準拠して実施した。

なお，設計書及び工事関係書類についての審査並びに工事場所での実地監査を公益社団法人大阪技術振興協会へ委託して実施した。

### 6 監査の結果

1から5まで記載のとおり監査した限りにおいて，監査の対象となった事務は，重要な点において法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされていると認めた。